

# 既に実質化されていると判断できる既存の人・農地プランの区域の公表について

## 1. 人・農地プランとは

人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者(中心経営体)、当該地域における農業の将来の在り方などを明確化するものです。

今般、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)が一部改正され、今後、地域の特性に応じて、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、普及センターなど地域のコーディネーター役を担う組織と農地中間管理機構が一体となって推進する体制を作り、人・農地プランを核に農地の利用集積・集約化を一体的に推進していくことになりました。

## 2. 既に実質化されていると判断できる既存の人・農地プランの区域とは

現在、外ヶ浜町においては9地区で人・農地プランが作成されていますが、既存のプランにおいて、下記の要件を満たしていれば、既に実質化されていると判断します。

- ア. 区域内の中心経営体の経営する面積と近い将来の農地の出し手からの貸付予定面積の合計が区域内の耕地面積の過半であること
- イ. 近い将来の農地の出し手と受け手が特定されている地域

## 3. 実質化されていると判断できる人・農地プランの公表

人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長)に基づき、現在の人・農地プランが既に実質化されていると判断された区域について次のとおり公表します。

別紙2 参考様式

現在の人・農地プランの区域の全部又は一部の区域であって既に実質化していると判断する地区

対象地区名	範囲	区域内農地面積(ha)	近い将来の農地の受け手①		近い将来の農地の出し手②		①及び②の面積合計(ha)	備考
			中心経営体数	現状の経営面積合計(ha)	農業者数	貸付等予定面積合計(ha)		
南沢地区	南沢集落	53	2	35.7	-	-	35.7	受け手の後継者の確保状況等により経営の継続性を確認済み
上小国地区	上小国集落	78	2	76.4	-	-	76.4	受け手の後継者の確保状況等により経営の継続性を確認済み
中小国地区	中小国集落	83	3	66.6	-	-	66.6	受け手の後継者の確保状況等により経営の継続性を確認済み
下小国地区	下小国集落	79	3	72.2	-	-	72.2	受け手の後継者の確保状況等により経営の継続性を確認済み
山本地区	山本集落	57	4	45.2	-	-	45.2	受け手の後継者の確保状況等により経営の継続性を確認済み
野田地区	野田集落	60	4	31.4	2	0.5	31.9	受け手の後継者の確保状況等により経営の継続性を確認済み
平館地区	平館集落	62.5	5	32.3	1	1.1	33.4	受け手の後継者の確保状況等により経営の継続性を確認済み

注1:1集落1農場を実現しているような区域においては、区域の受け手の事業が将来にわたって安定的に継続される見込みを後継者の確保状況等により確認し、確認した旨を「備考」欄に記載します。

注2:「範囲」を集落名等により特定できない場合には、地図等を用いて特定することができます。

注3:「近い将来の農地の受け手」の「現状の経営面積合計(ha)」には、対象地区内における中心経営体の現状の経営面積の合計を記載してください。